

## 簡易な手続きによる開示について

### 1 簡易な手続きによる開示の概要

#### 現行条例

(簡易な手続による開示)

- 第 26 条 実施機関があらかじめ告示により定めた個人情報については、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、口頭による開示請求を行うことができる。
- 2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があったときは、第 19 条第 1 項に規定する書面による通知をせずに、直ちに開示するものとする。
- 3 第 14 条第 2 項の規定は、第 1 項の開示請求及び前項の開示について準用する。

#### 【簡易開示を行っている例】

- ・ 千葉市立高等学校入学者選抜の調査書、学力検査の総合得点及びその教科別得点
- ・ 千葉市立稲毛国際中等教育学校入学者選抜の報告書、適性検査 I・II・III の得点
- ・ 千葉市立高等特別支援学校入学者選抜受験結果及び調査書

### 2 改正法施行に伴い対応が必要な事項

改正法においては、簡易な手続きによる開示の規定がない。

また、開示請求は、開示請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、書面を提出して行わなければならないことから、口頭による開示請求は認められないとしている。なお、口頭により開示を求められた場合については、当該開示を求められている保有個人情報を本人に提供することが法令に基づく場合、当該保有個人情報の利用目的のためであるとして法第 69 条第 1 項の規定に基づく場合及び利用目的以外の目的のためであっても法第 69 条第 2 項各号の要件を充足する場合には、本人に対して当該保有個人情報を提供することは可能である。(事務対応ガイド 6-1-2-1)

よって、市立学校選抜結果等、口頭による簡易な手続きによる開示を行うものについては、選抜結果等を本人又は代理人に提供することを利用目的の一つに加えて個人情報ファイル簿又は個人情報取扱目録に明示した上で、情報提供をすることとする。

なお、これまでは開示請求の一つとして実績(件数)を審議会に報告をしていたが、今後は実施機関における任意の情報提供となるため、審議会への報告は不要とする。

※ 手続きについては要綱を定め、全庁で一律の取扱いを図る。

現行制度における簡易な手続きによる開示については、手続きができる期間を定め、それ以外の期間に開示の希望があった場合は通常の開示請求として受け付けている。

よって、新たな情報提供制度を設けた場合においても、手続きができる期間を定め、それ以外の期間に開示の希望があった場合は通常の開示請求として受け付ける。